



《会計・税務の知識》 相続税・贈与税の改正の歴史

平成23年税制改正大綱で公表された相続税・贈与税の改正案。相続税は基礎控除の大幅切下げにより課税強化を主とした大改正案です。平成24年税制改正大綱では本改正案は織り込まれませんでしたでしたが、今回はこの改正案からはちょっと離れて、わが国での相続税・贈与税の改正の歴史をおさらいすることにしましょう。

1. 相続税の創設

わが国での相続税は明治38年に創設されました。創設当時は日露戦争で多額の戦費を要しており、戦争の財源を賄うために戦中に二度にわたり施行された非常特別税法のなかで新設されたものです。

創設当時の課税方式は、「遺産課税方式」、すなわち被相続人の財産総額に対して課税を行い、課税後の財産を相続人に分配するという課税方式を採用していました。また、創設当時は旧憲法下での民法上の家制度に対応し、家督相続人の相続税が優遇されていました。遺産課税方式と家督相続の2つの制度により、相続による富の集中が起きやすい制度であったといえます。

2. 家督相続の廃止と贈与税の創設

戦後の昭和22年の民法改正により、家制度が廃止され、これに伴い家督相続人を優遇していた相続税の制度も廃止となりました。また、同年に贈与税が創設されました。創設時の贈与税は、一生を通じての累積課税制度でした。

3. シャープ勧告による税制改革と暦年課税

昭和25年のシャープ使節団日本税制報告書（通称シャープ勧告）により、税制の大改正が行われました。相続税については、財閥等への富の集中を防ぎ、遺産取得者の担税力に応じた公平な課税を行うなどの観点から、遺産課税方式を改め「遺産取得課税方式」、すなわち相続人が取得した財産に応じて課税を行う方式が採用されることとなりました。

贈与税については、相続税に吸収することとされ、相続税と一体で一生を通じての累積課税制度（一生累進課税）に移行することとなりました。

ただし、この一生累進課税制度は税務執行実務上困難であったため、昭和28年に廃止されました。これに併せ、相続税は相続の都度の遺産取得課税方式とし、贈与税は暦年ごとの受贈者課税とする方式に改められました。現在の暦年贈与の制度の誕生です。

4. 法定相続分課税方式の採用

遺産取得課税方式は相続人の数や分割の方法により相続税の額が変わる方式のため、仮装分割の発生などにより公平な税務執行が困難でした。この弊害に対応するため、昭和33年に遺産取得課税方式が見直され、現在の方式である「法定相続分課税方式」が採用されました。

5. バブル期から現在まで

地価の高騰による相続税負担の増大に対応するため、相続税の基礎控除や小規模宅地の評価減の特例が段階的に拡大されました。

バブル期以降は地価の下落により相続税の課税割合の低下が続いていたので、富の再配分機能を図るために平成22年に小規模宅地特例の厳格化などの課税強化が行われました。

	相続税基礎控除		小規模宅地特例	
	定額控除	相続人 比例控除	居住用	事業用
S63以前	2,000万円	@400万円	200㎡まで 30%減	200㎡まで 40%減
S63年	4,000万円	@800万円	200㎡まで 50%減	200㎡まで 60%減
H4年	4,800万円	@950万円	200㎡まで 60%減	200㎡まで 70%減
H6年	5,000万円	@1,000万円	200㎡まで 80%減	200㎡まで 80%減
H11年	同上	同上	同上	330㎡まで 80%減
H13年	同上	同上	240㎡まで 80%減	400㎡まで 80%減
H22年	同上	同上	適用要件を厳格化	

6. おわりに

以上、わが国での相続税・贈与税の長い改正の歴史を見てきました。改正の歴史を踏まえたところで、今後の長期的な改正動向を予測するのは困難ですが、平成23年贈与税改正案にも見られるように、短期的には生前贈与の促進による経済活性化を図るための贈与税緩和、ただし相続税は課税強化という方向性になりそうです。コツコツ贈与計画を検討してみたいかがでしょうか。（担当：滝坂）